

## 第67号議案

公益的法人等への中野区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和4年9月28日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の解散及び地方公務員法の改正に伴い、職員の派遣に係る規定を整備する必要がある。

## 公益的法人等への中野区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への中野区職員の派遣等に関する条例（平成29年中野区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に掲げる団体」を「地方税共同機構」に改め、各号を削り、同条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されている職員」を「第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同項第2号中「地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 中野区職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例に

よる改正後の公益的法人等への中野区職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。